交野市個別避難計画作成に係る補助金交付要綱

(目的)

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第４９条の１４第１項に規定する個別避難計画（以下「個別避難計画」という。）に係る取り組みに対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、避難支援の仕組みづくりやその実効性の確保を図るととともに、地域での支え合い活動を推進することを目的とし、その交付に関しては、交野市補助金交付規則（昭和48年規則第5号）及び団体に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和48年規則第6号）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

（交付の要件）

第２条　この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者は、個別避難計画の作成に取り組む地区（区長を設置する地区をいう。以下同じ）とする。

２　補助金の交付対象となる個別避難計画は、地区において、個別避難計画の作成に関係する者が参加する会議等を開催し、避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行い作成した個別避難計画とする。

３　前項に規定する個別避難計画を活用した避難訓練又は個別避難計画作成にかかる研修会を行った場合においても、個別避難計画の作成とは別に補助金の交付対象とする。

(補助金の額等)

第３条　補助金の額は、個別避難計画作成件数１件あたり３，０００円とする。

２　前条第３号に規定する補助金の額は、年度１回限り２０，０００円（実経費が２０，０００円に満たない場合は、実経費相当額）とする。

(交付申請)

第４条 補助金の交付を受けようとする地区の区長（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書(様式第１号)を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第５条 市長は、交付申請が提出されたときは、当該内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、速やかに申請者に対して、補助金交付（不交付）決定通知書(様式第２号)により通知するものとする。

（交付請求）

第６条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、市長の定める期日までに、補助金交付請求書(様式第３号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第７条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第８条 前条の規定により補助金の交付を受けた地区（以下「補助団体」という。）は、事業終了後１か月以内に補助金実績報告書(様式第４号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 当該個別避難計画の写し

(2) その他市長が必要と認める書類等

（補助金額の確定）

第９ 条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第５号)により、補助団体に対して通知するものとする。

（交付取消し及び返還）

第１０条 市長は、補助団体がその補助事業に関して補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金返還命令書（様式第６号）により、期限を定めてその額の返還を命ずるものとする。

(委任)

第１１条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

（施行日）

１　この要綱は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

　（適用）

２　施行日前に第２条の規定に適合する個別避難計画を作成した場合においても、この要綱を適用するものとする。